檜原村国民健康保険檜原診療所　訪問看護運営規定

（事業の目的）

第１条　この規定は、檜原村が設置する檜原村国民健康保険檜原診療所（以下「診療所」という。）が実施する訪問看護事業の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、訪問看護の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　診療所は、訪問看護を提供することにより生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持回復を図るとともに在宅医療を推進し、快適な在宅医療ができるよう努めなければならない。

２　診療所は、事業の運営にあたって必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

３　事業の運営にあたって関係区市町村及びその保健所や近隣の他の保健、医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

（事業の運営）

第３条　この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

２　訪問看護を提供するにあたっては、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　訪問看護を行う事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　檜原村国民健康保険檜原診療所

位置　東京都西多摩郡檜原村２７１７番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　訪問看護に従事する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　檜原診療所長（以下「所長」という。）は所属職員を指揮・監督し適切な事業の運営が行われるように統括する。

（２）訪問看護職員は看護師等とし、看護師は訪問看護計画書及び報告書を作成する。

（業務日）

第６条　業務日は月曜日から金曜日までとし、国民の祝日及び年末年始は除く。

（訪問看護の内容）

第７条　訪問看護の内容は次のとおりとする。

（１）療養上の世話　清拭・洗髪等による清潔の管理・援助・食事（栄養）及び

排泄等、日常生活療養上の世話、ターミナルケア
（２）診療の補助　褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の処置
（３）リハビリテーションに関すること
（４）家族支援　家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理
（緊急時における対応方法）
第８条　看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに檜原診療所医師（以下「医師」という。）に連絡し適切な処置を行うものとする。医師への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。
２　前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに医師に報告しなければならない。
（利用料金等）
第９条　診療所は、基本料金として厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受け取るものとして、介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額を徴収するものとする。ただし、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の個人負担となる。
２　診療所は実費負担の利用料として、訪問看護と連携して行われる死後の処置、おむつ代などに要する費用を利用者から受け取るものとする。
訪問看護と連携して行われる死後の処置　３，７５１円
３　前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
（事業を実施する地域）
第１０条　診療所が事業を行う地域は、東京都西多摩郡檜原村とする。
２　その他所長が必要と認めた地域
（その他の運営についての留意点）
第１１条　診療所は社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次にあげる研修の機会を設け、業務体制を整備するものとする。
（１）計画的な実務研修
（２）関係機関等の訪問看護に関わる制度・法令などの研修
２　職員は正統な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報をもらしてはならない。退職後も同様とする。
３　診療所は、利用者に対する訪問看護などの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保管しなければならない。ただし、医療及び特定療養費に係る療養に関する諸記録等は３年間、診療記録は５年間保管とする。
第１２条　この規定に定めるもののほか、訪問看護の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附　則

この規定は、令和８年４月１日から施行する。